

北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間・休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月1日

北海道後期高齢者医療広域連合長 大場



北海道後期高齢者医療広域連合規則第5号

北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間・休暇等に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間・休暇等に関する条例施行規則（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「午後5時15分」を「午後5時30分」に改める。

第4条中「午後0時15分」を「正午」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。